

## 四半期開示の見直しに関する実務検討会（第1回） 議事録

日 時： 2023年6月29日（木）13時00分～15時00分

場 所： 東京証券取引所 15階特別会議室

出席者： メンバーリスト参照（神田メンバー欠席）

### 【菊池部長】

それでは、予定の時刻となりましたので、第1回「四半期開示の見直しに関する実務検討会」を開催させていただきます。私、上場部の菊池と申します。どうぞよろしくお願いたします。皆様、本日は、株主総会シーズンでご多忙な時期にもかかわらず、お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。まず、開催前に事務局を代表いたしまして、上場担当の常務執行役員の青から、簡単にご挨拶をさせていただきます。

### 【青常務執行役員】

本日はご多忙のところ、皆様にご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。昨年6月に公表されました、金融審議会ディスクロージャーワーキング・グループ報告におきまして、金融商品取引法上の四半期報告書と四半期決算短信の内容面での重複を解消して、両者を「一本化」することを通じて、コスト削減や開示の効率化を図る方向性が示されました。また12月の報告では、「一本化」の具体化におきまして各論点の方向性が示されました。当検討会は、そこで示された方向性に沿った形で、四半期開示の「一本化」に係る具体的な実務の検討をすることを目的に設置いたしました。四半期報告書の廃止に関しまして、金商法の改正案については、国会の衆議院で可決されたものの、参議院におきまして継続審査という形となっていると伺っています。

当検討会では、本法律案が成立した場合に、施行予定日である2024年4月に実務対応が間に合うようというか、まだ法案成立前ではございますけれども、予め実務的な検討を進めていただければということで、開催させていただければと考えております。時間的な余裕はそれほどあるわけではないですが、見直し後の四半期決算短信の在り方、情報開示の在り方につきまして、活発なご議論を頂戴して、より良きディスクロージャー制度に向けて、ご検討いただければ幸いというふうに考えてございます。皆様のご助力をいただきまして、良き検討を進めていきたいと考えてございますので、どうぞよろしくお願いたします。

### 【菊池部長】

それでは、検討会の進行にうつらせていただきます。当検討会の座長は、学習院大学の神作先生をお願いしております。神作先生、よろしくお願いたします。

### 【神作座長】

この度、当検討会の座長を務めさせていただくこととなりました、学習院大学の神

作でございます。何卒よろしくお願いいたします。

メンバーの皆様方のご協力とお知恵をいただきながら、当検討会の議論を実りあるものにしてまいりたいと存じますので、何卒よろしくお願いいたします。本日は、時間の限りもでございますので、「資料2」に記載しておりますメンバー表にて、メンバーの皆様のご紹介に代えさせていただきます。

また、本日の出席状況でございますけれども、学習院大学の神田先生がご欠席でいらっしゃるようです。また、ニッセイアセットマネジメント株式会社の井口様、パナソニックホールディングス株式会社の植村様がオンラインでのご参加となります。

それでは、まず、当検討会の運営方法について、事務局よりご説明いただきます。

#### 【内藤課長】

事務局よりご説明申し上げます。当検討会の事務局は、東京証券取引所 上場部に務めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

当検討会は、原則として「非公開」で行いますが、配布資料は、会議当日に日本取引所グループのホームページ上で公開させていただきます。

また、当検討会における議論の状況につきましては、逐語ベースでの「議事録」を事務局にて作成いたしまして、メンバーの皆様方のご確認・ご修正を頂戴したうえで、会議開催後速やかに公表するという形にできればと考えてございます。

簡単でございますが、運営方法については、以上でございます。

#### 【神作座長】

どうもありがとうございました。よろしくお願いいたします。運営方法について、ご異論がないようございましたら、さっそく、議事に入らせていただきます。

本日は、事務局と日本公認会計士協会の藤本様からの説明をいただいた後、意見交換に入りたいと存じます。

それでは、初めに事務局から、ご説明をよろしくお願いいたします。

#### 【内藤課長】

それでは、事務局資料について、上場部内藤より、ご説明申し上げます。

まず、4ページをお願いいたします。2022年のDWG（金融審議会ディスクロージャーワーキング・グループ）では、金商法上の四半期報告書と取引所規則上の四半期決算短信について、内容面の重複や開示タイミングの近接が指摘され、それを踏まえ、コスト削減や開示の効率化を図るため、これらを「一本化」とされています。その際、情報の有用性や適時性、投資者による利用状況を踏まえて、四半期決算短信に「一本化」とされており。

また、四半期開示の義務付けについては、当面は一律に義務付けるとされておりまして、将来的な任意化にあたっては、企業の開示に対する意識改革や、積極的な情報開示を行う市場環境の確立などが必要とされています。

5ページでは、各論の具体的な方向性を記載しております。こちらは、後ろの論点ごとのセクションにも出てまいりますので、説明を割愛いたします。

続いて6ページでございます。まず、金商法の改正の動向でございますが、改正案につきましては、衆議院で可決されたものの、参議院において継続審査とされております。一方で、法律案では、2024年4月1日が施行日とされているため、法律案が成立した場合に、施行日に実務対応が間に合うよう、あらかじめ検討を進められればと考えております。検討会の今後の進め方につきましては、計3回ほど検討会を開催し、秋ごろをめどに実務の方針を取りまとめたいと考えております。

ここからは各論でございます。まず、四半期決算短信の内容についてでございます。

8ページでは、DWG報告の内容をまとめております。赤枠がDWG報告で示された方向性でございます。今回の見直しが情報開示の後退と受け取られないようにするため、投資者ニーズの強いセグメント情報やキャッシュ・フローの情報等を追加する方向で検討とされております。また、投資家への情報提供の観点から、レビューの有無を記載することが示されております。

9ページと10ページでは、四半期決算短信と四半期報告書における開示事項を比較しております。11ページでは、ご参考として、四半期報告書におけるセグメント情報とキャッシュ・フローに関する注記の記載例を示してございます。

12ページでは、2017年に実施した決算短信の簡素化の内容を記載しております。現在の決算短信につきましては、有報や四半期報告書での開示があることを前提に、速報の役割に特化するため、記載が簡素化されているという状況でございます。なお、右下でございますが、「経営成績・財政状態に関する定性的な説明」については、要請取りやめ後においても、足元のところでほとんどの会社で記載が行われている状況でございます。

13ページは、四半期決算短信と四半期報告書の提出日に関するデータとなります。平均ベースでは、四半期決算短信と四半期報告書は5日ほどの差があるというような状況でございます。提出日の差の分布ですが、右下のグラフをみていただくと、25%強が四半報と短信を同日に提出してございまして、提出日の差が5日以内の社数は全体の65%ほどとなっている状況でございます。

14ページでは、四半期決算短信の内容と開示タイミングについて、方針案を示しております。まず、基本的な考え方といたしまして、四半期報告書での開示事項のうち、投資者ニーズの強い事項を四半期決算短信に移管し、義務付けるとしてございます。また、財務報告の枠組みについては、新制度における半期報告書に適用される財務諸表等規則のうち、取引所が開示を求める事項以外の省略を認める、としております。こちらは、財務諸表及び注記につきましては、取引所において、新たな事項の追加は想定していないということでございます。

具体的な開示内容といたしましては、サマリー情報では「レビューの有無」の記載を追加し、また、現在の「特定子会社の異動の有無」につきましては、四半期報告書に定義を合わせる観点で、「連結範囲の重要な変更の有無」に変更するという想定です。財務諸表については、現在の1Q・3Q（第一四半期・第三四半期）における四半報において求められる財務諸表を原則として求める想定をしております。注記事項につきましては、「セグメント情報等に関する注記」と日本基準適用会社については、「キャッシュ・フローに関する注記」を追加する想定でございます。加えて、レビューを

実施する場合には、レビュー報告書の添付を求める想定としています。

また、開示のタイミングについては、これまで同様「定まり次第直ちに」としつつ、四半期末から45日以内に開示できない場合につきましてはその状況について適時開示を求めるとしております。

続いて15ページでは、ご議論いただきたい事項をお示ししております。方針案についてのご意見に加えて、開示内容につきましては、特に方針案に記載した事項のほかに記載が求められる事項があるか、また、ある場合にそれらについて、開示を義務付けるべきか、記載を要請するか、ご意見頂戴できればと思います。

また、開示タイミングにつきましても、一部の企業においてはレビューを行うことが想定されることなどにより、従来と比べ開示タイミングが遅くなることが想定される中、この点どう考えるか、ご意見頂戴できればと思います。

次に、四半期決算短信のレビューとエンフォースメントとなります。17ページ赤枠がDWG報告で示された方向性でございます。レビューについては、一律には義務付けられないものの、例えば、会計不正等が起こった場合に、信頼性確保の観点からレビューを義務付けるとされております。

エンフォースメントにつきましては、取引所においてより適切に実施していくこととされております。

18ページでは、諸外国の四半期開示・レビューを取り巻く状況を整理しております。英国やフランスでは四半期開示が義務付けられておらず、ドイツでは取引所規則により、四半期開示は義務付けられておりますが、レビューは任意でございます。一部会社についてはレビューを行っているという状況でございます。米国については、四半期開示とレビューがいずれも義務付けられております。

続いて、19ページです。レビューを行う際には基準・指針が必要となりますが、こちらでは、既存の基準を比較しております。四半期レビュー基準につきましては、金商法において求められる財務諸表のレビューが対象となりますが、それ以外の財務諸表のレビューについては、日本公認会計士協会において、実務指針が定められています。現状、国内において対応する指針はございませんが、国際的なレビュー基準においては、年度と同一の監査人によるレビューに関する基準として、ISRE 2410というものがございます。

20ページは、適正表示の枠組みと準拠性の枠組みに対するレビューがあるということで、その解説でございます。この点につきましては、後ほど、藤本メンバーから補足のご説明をいただけるとのことでございますので、説明は割愛いたします。

21ページでは、取引所の実効性確保措置をご紹介します。また、ページの下にございます上場規程604条につきましては、取引所が上場廃止に係る該当性の判断に必要と認め、公認会計士等に事情説明を求める際に、これに協力することを上場会社に義務付けているもので、具体的には、守秘義務解除への同意を義務付けるものでございます。

22ページでは、取引所規則と法令上のエンフォースメントを整理して記載しております。

23ページでは、四半期決算短信に対するレビュー一部義務付けの方針案を示して

おります。まず、基本的な考え方として、レビューは一律には義務付けないということ、ただ、財務諸表の信頼性確保が必要な場合にレビューを義務付けるということ、その際、上場会社・監査人における予見可能性の観点から義務付けの要件は明確に規定するとしております。

具体的な義務付けの要件は、①から⑤で案をお示ししています。※ですが、直近の有報等を訂正して、①・③の要件に該当する場合も対象というように考えています。義務付けの対象期間ですが、要件に該当した以後に提出される1Q・3Q財務諸表については求めるとしてありますが、開示済みの1Q・3Q財務諸表の取扱いについては、後述のご議論いただきたい事項としております。

また、義務付けの解除につきましては、要件該当後に提出される有価証券報告書・内部統制報告書において、上記義務付けの要件のいずれにも該当しない場合に義務付けを解除するという想定でございます。

レビューの実施者につきましては年度の監査人と同一の監査人を想定しており、レビューの基準としてはJICPAにおける実務指針に基づき、準拠性のレビューを想定しております。この点は、任意レビューも含めてそのように想定しています。

続いて、24ページでは、ご議論いただきたい事項をお示ししております。まず、先ほどお示しした方針案についてどう考えるかという点と、提出済みの1Q・3Q決算短信の取扱いについてどう考えるかという点をお示ししています。ご議論の参考となるよう、25ページで、事例をお示ししています。

24ページの下はエンフォースメントでございまして、取引所のエンフォースメントをより適切に実施するという観点で、監査人との連携強化を行い、不正の概要を早期に把握できる仕組みを構築していくことが考えられるが、この点、どう考えるかという点をお示ししています。

その方策として、例えばということで、監査契約における守秘義務解除の正当な理由に、取引所の求めに対する報告を含めることや、先述した会計士に対するヒアリングの協力義務の範囲を、現状の上場廃止から措置の検討に必要と認める場合と、射程を広げることが考えられるが、これら、もしくはその他の方策について、ご意見を頂戴できればと考えております。

27ページからは、情報開示の充実について、でございます。DWG報告の抜粋でございますが、想定されなかった事象について、企業が適切にリスクの識別や評価を行い、取引所の適時開示の枠組みで情報開示を充実させていくことは重要な課題とされ、また、四半期開示の任意化を検討する前提として、適時開示の充実は重要とされています。

さらに、積極的な適時開示を促すため、好事例の公表やエンフォースメントの強化、適時開示ルールの見直しなどについて、継続的に検討を進めることが考えられる、とされております。

28ページは、DWGでの議論を取りまとめてございます。

29ページでは、取引所における適時開示制度の概要を示しております。基本理念として、投資者の視点に立って、上場会社が主体的に開示を実践することを求めております。また、ページの下は、取引所において現状開示を求めている項目をまとめて

おります。

続いて30ページです。決定事実や発生事実につきまして、上場規程では個別に開示すべき事項を定めた個別条項に加えまして、原則主義的なバスケット条項を設けております。バスケット条項に規則上、軽微基準はございませんが、判断の参考となるよう、適時開示ガイドブックにおいて、売上高や利益数値を用いた定量的な開示の目安を示しているところでございます。

続いて31ページです。DWGにおいて、コロナ拡大時や、ロシア・ウクライナ情勢悪化時に、上場会社による事業環境の変化に関する開示が限定的であったというような指摘がございました。ここでは、東証の当時の対応と、実際の開示の状況を示しております。

32ページは、コロナ拡大時などにおいて、取引所として開示を要請した事項や開示例を公表した際にお示しした開示のポイントを、整理しております。こうした情報は、事業環境の変化が生じた際、一般において重要と考えられ、より積極的に開示いただくということが考えられます。

33ページは、金融庁様において実施されております、有価証券報告書における記述情報の好事例集の取り組みをご紹介します。

続いて37ページでは、情報開示の充実についてご議論いただきたい事項をお示しております。前提といたしまして、上場会社が自主的かつ積極的に投資判断上重要な情報を、適時に開示する市場環境の整備を行っていくということが重要であると考えられますので、その方向に向けて、以下の点について、ご意見頂戴できればと考えております。

具体的な論点としては、まず、DWGでもご指摘のありました「事業環境の変化に関する開示」について、投資者として、企業に積極的な開示が求められる情報は何か、また上場会社において、どういった情報をより積極的に開示することが考えられるか、ご意見頂戴できればと思います。

さらに、期中の開示を充実していくにあたっての前提として、有報をはじめとする定期開示や、業績予想の開示などにおいても、積極的な開示が求められる情報は何か、上場会社において、どういった情報をより積極的に開示することが考えられるか、ご意見を頂戴できればと思います。

また、これらの開示を充実・定着させるためにはどういった方策が考えられるかという点も、論点として提示しております。具体的には、開示のポイントを例示的に示したうえで、それらの開示を要請するとともに、継続的に開示例を公表して、上場会社の自主的な判断による開示を促進していくことが考えられるとしていますが、これら、もしくはその他の方策があれば、ご意見を頂戴できればと思います。

さらに、既存の決定事実・発生事実の適時開示の充実に向けても、どのような方策が考えられるかという点を、論点として提示しております。例えばとして、バスケット条項における開示目安の位置づけの見直しなどが考えられるとしていますが、これら、もしくはその他の方策もあれば、ご意見を頂戴できればと思います。

以降のページは、各論点のご議論いただきたい事項を再掲したものとなります。資料の説明としては、以上となります。

## 【神作座長】

どうもありがとうございました。事務局説明の中でレビューの性質について話がありましたが、この点について、日本公認会計士協会の藤本様からご説明いただけると伺っています。藤本様、よろしく願いいたします。

## 【藤本メンバー】

日本公認会計士協会の藤本でございます。本日、ご説明の機会をいただきまして誠にありがとうございます。いま内藤様から話がありましたとおり、適正性・準拠性に関しては、財務報告の枠組みに従って、我々の監査意見・レビュー意見が定まってくるということのご説明を簡単にさせていただきたいと思っております。

まず、我々の監査の前提となる、対象となる財務報告が何によって内容が変わってくるかということでございますが、企業の特性や財務諸表の目的に適合する、または法令等の要求に基づく、経営者が採用する財務報告の枠組み、これを「適用される財務報告の枠組み」と申しています。これは二つの軸で考えることとされており、一つは想定利用者の目線として広範囲の利用者を想定している「一般目的」、あるいは特定の利用者を想定している「特別目的」か、この二つに分かれます。

もう一つの目線として、開示の目線ということがございます。適正表示を達成するためには、法令で決まった基準以外にも適正表示を達成するために、追加的に開示要求が求められている場合、これが「適正表示の枠組み」であり、そうではなくて、追加的な開示規定はなく法令遵守を目的としたものが「準拠性の枠組み」というふうに整理されています。

次に適正表示の枠組み、準拠性の枠組み、というものがそれぞれ監査意見に影響してくることになりますが、例えば適正表示の枠組みの場合であれば、具体的にその要求されている事項以上の開示を行うことが必要であり、それについて、明示的・黙示的規定があります。また、適正表示を達成するため、財務報告の枠組みからの離脱が必要な場合の離脱規定が明示的にある場合には適正性に関する意見となりますので、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して作成されているかに加えて、経営者が採用した会計方針の整理や適用方法、それから財務諸表全体としての表示が適正表示を担保しているかといった実質的な判断を含めた意見になります。

準拠性の枠組みについては、あくまでも法令に遵守されているかどうか、その開示がなされているかどうか、という観点で検討します。従いまして、準拠性に関する意見は適正性に関する意見と異なり、会計基準の追加的な開示要請の規定がないことを踏まえまして、財務諸表が当該財務諸表の作成に当たって適用された会計基準に準拠して作成されているかについての意見となります。

ここで、では保証水準が変わるのか、というご質問があるかと思いますが、いずれも合理的保証を提供するものであり、保証水準には変わりはありません。ただ、適正表示を担保しているかといった実質的な判断は準拠性に関する意見では検討されない、といった違いはあるということでございます。

続いて、適正表示の枠組みか否かを判断するステップを、金商法を例にご説明いた

します。まず、適正表示を達成するための追加開示の明示的な規定の有無ということでは、金商法の場合は、明確に追加情報の注記というものが求められ、適正表示を達成するための追加の注記を求めている、という状況になっています。さらに追加開示の明示的な規定が存在する場合に、二点を総合的に判断となりまして、一つは追加開示の明示的な規定の設定趣旨として、単に規定があったとしても実際に追加開示が行われていない場合には準拠性の枠組みとして取り扱うのが適切であると考えられますが、これに関しては金商法においては、追加情報の注記を踏まえた追加開示が行われている実務を踏まえて、設定趣旨としては適切であると考えられます。

また二つ目として同一種類の事業体に対して適用されている会計基準等が、透明性のあるプロセス、一定のデュープロセスに従っている一般目的の会計基準との差異の程度がどうかという観点ですけれども、こちらに関しては、会計基準、それから財務諸表等規則に基づいており、広く一般的に公正妥当と認められるデュープロセスを経て作られているものに従っているということから、これらは適正表示であるという枠組みと考えられます。したがって、金商法においては適正表示と判断しております。

なお、金商法と東証ルールで分けて考えますと、金商法の開示の枠組みはいま申し上げたように適正表示の世界となります。東証ルールの場合、速報性を重視して開示項目が限定されることを仮に想定した場合、開示項目がそこまで多くないという観点や、追加情報の注記がなされないという観点からは準拠性の世界である、というふうにとらえていただければよろしいかと思えます。

レビューの報告書の文言につきましては、先ほど申し上げたように、レビュー報告書の見え方が少し変わってくるということでございます。金商法の現在のレビュー報告書は、例えば、一般に公正妥当と認められる作成基準に準拠して、という内容や、経営成績等を適正に表示、といった内容が記載されていますが、準拠性の意見の中では取り込まれなくなると考えております。私からの説明は以上となります。

### 【神作座長】

どうもありがとうございました。それでは、意見交換にうつりたいと存じます。お手元の事務局資料36ページから38ページにございます「ご議論いただきたい事項」に基づきまして、メンバーの皆様方からご意見を頂戴したいと存じます。

ご発言の際には、挙手いただきましたら、私のほうからご指名をさせていただきます。オンラインでのご参加の方は、はじめにお名前を言っていただいたうえで、ご発言いただければと思います。なお、ご発言の際は、お手元のマイク右下のボタンを押していただきまして、マイク上部のランプが緑色に点灯いたしましたら、ご発言をいただきますようお願い申し上げます。

また、オンラインでのご参加の方は、チャットにて発言希望の旨をお入れいただきましたら、ご指名させていただきますので、カメラをオンにして、ミュートを解除していただいた後に、ご発言いただければと思います。

それではどなたからでも結構でございますので、ぜひご意見を頂戴できましたら幸いです。それでは松本メンバー、よろしく願いいたします。



## 【松本メンバー】

ご説明ありがとうございました。四半期短信の開示に係る検討の基本的な考え方として、四半期開示制度の簡素化が今回の大きな目的だと理解しております。加えて、四半期決算短信の将来における任意化や、自主開示の促進も検討のスコープに入っている中では、開示内容の追加は必要最小限にすべきであり、追加で開示を義務付けるものについては、投資家ニーズが強いといわれているセグメント情報、それからキャッシュ・フロー情報のみに限定すべきと思います。特に、キャッシュ・フロー情報に関して、いただいた案の中では、国際会計基準・米国基準適用会社は、連結キャッシュ・フロー計算書の開示を求められているとお見受けしています。しかしながら、日本基準の会社は1Q・3Qのキャッシュ・フロー情報に関してはあくまで注記のみということですし、例えば、国際会計基準適用会社において、決算短信はIAS第34号の期中財務報告の規制を受けない状況でございます。こうした中、なぜ国際会計基準・米国基準の適用会社だけが、キャッシュ・フロー計算書を求められるのか疑問を持っています。求める理屈がないという事も含め、制度としての開示は、適用している基準にかかわらず現行の日本基準で求められる注記にとどめるということによいかと思います。連結キャッシュ・フロー計算書を出したいという企業は、各企業の任意の判断で開示すれば良いと考えています。

それから、レビュー実施の有無を記載する事が議論になっていますが、今回四半期開示の見直しの中では、レビューはあくまで任意だと理解しています。原則が任意であるということを利用者に喚起するためにも、レビューの有無を決算短信のサマリー情報に記載することを義務化することは、任意化した趣旨を損ねることになるのではと思っています。即ち、任意レビューを受けた会社は、当該会社の判断で記載要否を検討し、レビューを受けていない会社に対しては記載を求めないというのが基本であるべきと考えています。また、任意でレビューを受けた会社が自主的に書くという場合であっても、決算短信の特記事項を使って記載すべきと考えています。現行の決算短信でも特記事項において監査の対象外ということをも明記していますが、そこに加える形でレビュー実施の旨を書くといった形にすべきではないかと考えている次第でございます。

また、決算短信の開示タイミングに関しましては、1Qと3Qの四半期報告書が廃止されることにより、開示タイミングが遅れるのではないかと懸念が惹起されていますが、決算短信の速報性を損なわないためにも、決算短信の追加的な開示内容は限定的にすべきと考えています。

加えて、レビューを一部の企業に義務付けるということではありますが、会計不正を起こした様な企業が、当該事象が発覚した後に1Q・3Qでレビューを求められるということは、情報の信頼性というところからしてもやむを得ないと思います。しかしながら、過去の期間にさかのぼってレビューをすることについては、過剰な対応ではないかと思っています。特に1Q・3Qにおいて、過去に課徴金納付命令が出たような事例もほとんど発生していないということを考えましても、過去に遡って1Q・3Qのレビューをやることは過剰だと認識しております。将来の1Q・3Qの短信における比較年度をどうするのか、という議論はありますが、実施している期間の

レビューにおいて比較年度のレビューで必要に応じて対応すれば良いという事であり、必ずしも過年度に遡ってやる必要はないと考えている次第です。

長くなって恐縮ですが、適時開示にも一言述べさせていただければと思います。適時開示については、そもそも、今回は四半期開示の実務見直しでありますので、この検討会で議論すべき項目なのか疑問に思っています。情報開示の充実に関しては、現在バスケット条項等の規定の前提に基づいて各社対応しているかと思いますが、基本的に規定としてはこれで十分ではないかと考えています。企業が任意開示にインセンティブを持てるよう、今までやっていただいている好事例集等の公表継続を継続してやっていただくのが大事なのではないかと考えています。

また、適時開示という点では、一つ是非ご理解いただきたいと思っている事がございます。特に投資判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事業変化が起きた時の適時開示の議論ではありますけれども、例えば大地震が起きた、火災が起きたときに、我々製造業で製造設備が滅失したという状況があった場合、我々の業績に対する影響について定量的な分析を速やかに行うことは可能ですが、ロシア・ウクライナ問題であるとかコロナといったものは、世界経済に大きな影響を与えているような事象であります。例えば、当社は素材産業でありますけれども、サプライチェーンが非常に長大な中で、このマクロ経済の影響というのは様々な面から影響を受け、プラスもあればマイナスもあり、この見極めは相当の時間を要するというのが実態でございます。こういうことからすると、やはり直接的に企業に影響を与える事象に関して適時開示を行うことに納得できる部分もあるのですけれども、間接的に影響を受けるようなものに関しては、三か月ごとに財務諸表を開示している四半期開示制度の中で、更にその合間で適時開示まで行う事になじまないのではないかと、思っています。このあたりの実態を踏まえ、適時開示の議論の中で十分にご留意いただくと有難く思います。以上でございます。

#### 【神作座長】

どうもありがとうございました。他にいかがでしょうか。黒田メンバー、ご発言ください。よろしくお願いいたします。

#### 【黒田メンバー】

ありがとうございます。松本メンバーの意見にも似ている部分もありますが、簡単に意見申し上げます。開示に関して議論していく大前提は、先ほどお話にもあった四半期の簡素化と速報性を失わないことだと思います。その中で、四半期レビューの有無の開示の仕方については、慎重に検討しなければいけないと思います。

まず、四半期レビューは任意という前提で動いており、任意で受けるとは投資家へのアピール色が強く、希望する会社を実施すればよいという枠組みなので、あえてサマリー情報の中に入れると、暗にレビューを受けるのが当たり前といった風潮を惹起しかねないので、表紙よりは、(記載する場合には、)特記事項のところに書くのが望ましいと思います。ただし、特記事項は建付けが違うので記載方法は考えないといけません。特記事項には、現在「レビューや監査を受けていません」と記載しています

が、そもそも監査法人から、「監査を前提に見られても困る」というところが背景としてあったと理解しているので、記載内容の調整が必要ということです。任意で（レビューを）受けたときは、特記事項に記載するとか、あるいは、短信以外の開示書類を四半期開示として提出している企業は、任意開示書類に記載すればよいというような枠組みにすべきだと思っているので、サマリー情報(表紙)へのレビューの有無の記載方法は慎重に検討すべきと思っています。なお、規則によるレビューを受けている場合に開示することは理解できるので、任意の場合とのすみわけをしっかりと行い、任意でレビューを受けた開示を行うにしても、せいぜい特記事項程度が妥当と考えています。

次に、財務諸表について、日本基準は従来同様だと思っているので問題ないと思いますが、IFRSの取り扱いは慎重に検討すべきだと思っています。先日の企業会計審議会会計部会で議論されていますが、日本としては任意適用を増やしていくという方向性が改めて確認されていると理解しています。企業は、IFRSへの準備状況を年度の短信で書いています。数多くの企業がIFRS任意適用の検討、あるいは準備をしている中で、現状様々な課題があり、その一つが四半期の開示だというのは注意すべき事項だと思います。現在任意適用の検討にあたり、IAS第34号（中間財務報告）に基づく注記が必要であることが大きな負担になっています。つまり、その注記を45日以内で作成した上で、レビュー有りとするのが困難であり、これが、任意適用に踏み切れないという理由の一つであります。（もちろん今回注記は限定され、レビューは任意となりますが、）ここで、キャッシュ・フロー計算書の作成が必要となると負担減の程度も限定されますので、ここは従来同様に日本基準で求める財務諸表と同水準の財務諸表を求めることがあるべき姿ですし、任意適用を拡大という国の方向性にも反しないことになるのではと思っていますのでございます。

レビューの話は、準拠性というのが一つのソリューションになるというのは十分理解していますが、具体的な手続、監査人サイドが何をやらないといけないかを整理していく必要があると思っています。実質的に agreed-upon というような見え方もしており、agreed-upon だとして、何の保証をしているのか、何に準拠してということに記載するのが難しいように見受けられます。レビューの実効性について、レビューを受ける側ではなかなか理解が難しいところなので、（ここで議論すべき事項ではないことは、十分に理解はしていますが、）新たなレビューでは、どういう実務が監査人に求められるのか。逆に今までの四半期と同様のレビュー・作業が求められるとすると、結果的に企業の負担にも繋がりますので、そのあたりは十分に検討いただきたいと思っています。準拠性は一つのやり方だと理解していますが、具体的な実務まで見えないと本当にワークするのか、判断に迷っているところでございます。

最後に、適時開示ですが、これも企業によって求められている、要は置かれている環境が違うことを大前提に考えるべきです。東証がルール策定を行う上では大規模会社から中小規模の会社まですべてに適用するというのを考えていくべきだと思っており、その場合に一番高い水準を求めるというのはやはりハードル高くなります。基本的には最低限の水準を設定したうえで、任意開示の拡充を進めるのがベストかと思っています。大企業の開示の中には、アナリストの方にも高評価を受けているものも相

応にあると思いますので、それらを踏まえた好事例集を示し、それを参考にしながら開示を拡充していけばよく、ルールとして求めるべきことは最低限の範囲に留めることが望ましいと思っています。

また、バスケット条項に関しては、これがあるから出しづらい、という話があるかもしれないですが、実際、開示の実情を申し上げますと、我々適時開示に関してはこだわりをもってやっていて、グループ各社に適時開示担当者なりをおいたうえで、情報を吸い上げる枠組みを構築しています。数百社ある子会社に対して、担当者をおいて適時開示の適正性を担保していくにあたって、バスケット条項がない場合、発生事象をすべて報告すべきかが論点となります。実際に適時開示の適正性というのを我々が担保するために、これがないと報告漏れとか全部きてないと不可という形になると、我々の適時開示制度の社内の枠組みがなかなかワークしづらくなるというのがあるので、一定のバスケット条項がありがたい存在になっています。実務を上手く回す上では（バスケット条項が）重要なものになっていることをご認識いただいた上で、今までの枠組みを維持しつつ、好事例集として対応していくのが望ましいのではないかと考えています。以上です。

#### 【神作座長】

どうもありがとうございました。黒沼メンバー、お願いいたします。

#### 【黒沼メンバー】

黒沼です。私からはいくつかの意見とそれから質問を2、3させていただきたいと思います。まず、いまお二人の発言で、何が大前提かというお話ができましたので、意味があるかはわかりませんが、触れさせていただきたいと思います。四半期開示の簡素化は既に、四半期報告の廃止によって行われています。廃止は四半期決算短信と四半期報告の一本化がその大前提です。また過去、四半期決算短信は四半期報告があるということで、簡素化が図られてきました。ですから、今回、我々が作業をおこなう前提は、四半期決算短信の充実であって、簡素化ではないと思います。大前提を取り違えては、大きな誤りになると思います。

個別の点でありますけれども、四半期決算短信の内容ですが、現在の1Q・3Qの四半期報告書で求められる財務諸表のほかに、セグメント情報とキャッシュ・フローに関する注記を追加するというのに賛成です。それに加えて、現在は要請を取りやめています。資料でお示しいただきましたように、経営成績・財政状態に関する説明もほとんどの企業で開示が行われているということであり、定性的な説明は必要になると思われますので、経営成績・財政状態に関する説明も、開示の内容として加えていただきたい、と考えています。また、その時の在り方については、現在は四半期報告を前提にして要請という形ですけれども、やはりこれは自主規制による開示制度というわけですから、取引所規則によって開示を義務付けることが適切だと思います。

次にレビューの一部義務付けですが、レビューは任意化するというのももちろん結構ですが、財務諸表の信頼性確保が必要と考えられる場合に義務付ける、その義務

付けの要件の案をお示しいただきました。これの要件案はよくできているので、これで結構と思います。そしてこのように、財務諸表の信頼性確保のために、レビューを義務付けて、それを投資家が参照する必要があるということとを考慮すると、サマリー情報において、四半期レビューの有無の記載をしてもらうことが、投資家の注意を喚起するうえでもきわめて重要なことと思いますので、これはサマリー情報に記載を求めべきであると考えます。

そしてレビューの基準なんですけれども、私は専門家ではないので難しく判断がつかないところがあるのですが、ひとつ質問させていただきたいのが、金商法の開示の仕組みは適正表示の枠組みであって、東証のルールの開示の枠組みは準拠性の枠組みだというイメージ図でのご説明がありました。これは東証の法定開示になる前の、東証の自主規制における1Q・3Qの開示は、監査とかレビューとかはなされていたのでしょうか。なされていたとしたら、その時の枠組みは準拠性の枠組みだったのでしょうか。その点を教えていただきたいと思います。つまり元の状態にもどるのか、それとも元の状態を変更して準拠性の枠組みに変えようとしているのか、よくわからないので、その点を教えていただければと思います。

それから、適時開示の充実につきましては、金融審でも議論されたように、問題がどこにあって、それについてどうすればよいのかについて知恵を出し合ってやっていくべき事柄だというふうに考えています。この点につきましても、1点質問したく、お答えいただきたいのですが、コロナの拡大時やウクライナ情勢について、取引所で説明を要請したり、それから開示例や説明のポイントを提供したのに、しかし実際には多くの企業で適切な開示が行われなかった、そのことが問題とされているわけですが、なぜそうなったのかということ、取引所のほうで実感としてどういうものがあるのかお伺いしないと、なかなか言葉だけ報告書にまとめても実効性がないと思いますので、その点を教えていただければと思います。私からは以上です。

#### 【神作座長】

ありがとうございます。ご質問が2点あったかと思いますが。これはどなたにお答えいただければ、事務局からでよろしいですか。はい、お願いいたします。

#### 【内藤課長】

黒沼先生、ありがとうございます。1点目の金商法上の四半期報告制度が入る前の状況ですが、当時は、適正表示を達成するための追加的な開示というものを求めていたわけではございませんので、少なくとも適正表示の枠組みでレビューをやっていたわけではないと認識していますが、それがここでいう準拠性の枠組みでのレビューとイコールかは確認させていただければと思います。

2点目の、コロナ拡大時やロシア・ウクライナの時について、我々のほうで、開示例ですとか、要請を行ったという中で、そういったものを受けて適時開示をされた会社も一定程度はございましたが、多くはなかったということですが、決算のタイミングで要請した項目を含め丁寧にご説明された事例もあったと理解しています。適時開示が多くなかった要因としては、影響がある程度正確に把握できないと、適時開

示に踏み切れないという会社があったと思っております、そういったところで全体の数字としては限定的になったと理解しています。

**【菊池部長】**

1点目に関して、若干補足させていただきますと、金商法で四半期報告制度が入る前に取引所の規則で財務諸表の開示を義務付けていたのはマザーズの上場会社でございます、そちらに関して申し上げますと、四半期財務諸表は中間財務諸表作成基準に準じて作成するものとする、そしてそれに従ってレビューを受けるということになっておりましたので、今回のような、注記を大幅に省略することができるという枠組みとはだいぶ違っておりました。

**【神作座長】**

黒沼先生、追加のご発言などありますでしょうか。

**【黒沼メンバー】**

適時開示については、東証として、どういう点が課題であったのかを次回以降でいいですから、少し整理して出していただくのが有益ではないかと思われました。ありがとうございます。

**【神作座長】**

ありがとうございます。可能な限りで結構ですので、調査してまとめていただければと思います。どうもありがとうございました。それでは井口メンバーからご発言の希望をいただいております。井口さん、ご発言ください。

**【井口メンバー】**

今日はすみません、体調の関係でオンラインで失礼いたします。私も黒沼委員と同じで、金融審議会のDWG委員としての理解では、簡素化ではなくて、四半期短信と報告書は重なっており、企業さんの無駄な負担になるので効率化しましょうというような議論であったと認識しています。投資家に対する情報量、四半期における情報量を落とす、という話ではなかったと思います。ですので、東証さんが最初にご説明いただいた趣旨のDWGの方向感を重視するということからいうと、このラインは守る必要がある、ではこのラインで何が必要なのか、といった議論をしていく必要があるのではと思います。それが第1点目です。

事務局からお示しいただいた14ページの四半期短信の案については全面的に賛同いたします。追加で、黒沼先生も仰っていましたが、基本的に投資家はサマリーシートを見て、そのあとすぐに財務諸表ではなく、企業がどういうことをこの間にやられていたかという情報を見ます。説明会資料もあると思いますが、制度としてそういうものは必要だと思います。資料にあるように、経営成績や財務成績に関する説明は、97.1%の企業がやっていらっしゃるというのは、基本的に必須のものであるという理解が、企業と投資家の間にあるので、ぜひ義務化、あるいは積極的な記載を要請

というところに入れるべきではないか、と思っています。

四半期レビューの有無の記載で議論がありました。私は記載すべきではないかと思えます。先ほどの大前提と関わってくると思いますが、投資家に対する情報提供を促進するという点で、投資家がしっかり信頼できるように、企業さんにレビューをやっていただくというのは非常に資本市場にとっていいことですので、四半期レビューの有無の記載はやるべき、と思っています。その結果、一部短信の公表が遅れるというのはあるかと思えますが、それは前に金融審でも議論ありましたが、そんなに大きくは遅れないと認識していますし、あくまで四半期短信は進捗を示すだけです。少々遅れてでも、むしろ、ご尽力いただく企業さんに感謝するという考え方がいいのではないかと思っています。

あと、レビューの報告形態について、先ほど藤本様からありましたように、しっかり作っていく必要があるのではないのかと思えます。24ページのご議論いただきたい事項のレビュー・エンフォースメントについて最後コメントをさせていただきますが、案が25ページにありますようにどこまで遡ってやるかについて、東証さんからお示しいただいておりますが、私は案①でいいのではないかと思っています。あくまで四半期短信は進捗を表すもので、過去に遡ってすべて修正する必要まではないのではないか、と思っております。以上です。ありがとうございます。

#### 【神作座長】

どうもありがとうございました。続きまして、三瓶メンバー、ご発言ください。

#### 【三瓶メンバー】

三瓶です。ご指名いただきありがとうございます。まず初めに、大前提についてはこれから議論するうえで非常に重要なので、もう一回確認したいのですが、DWGに参加したのものとして、これはあくまでも黒沼先生、井口メンバーが仰ったように、法定の四半期開示と東証の短信と二つあった、ほぼ同時期に出てくるものをそれぞれ作成するコスト・そういった効率化を考えて、一本化しようという、これが効率化ですね。ただし、先ほどからもありますけれども、いったんこの二つが併存することを前提に、以前、短信は簡素化したんだけど、一本化にあたって、十分な情報が短信に載るようにということで短信に寄せなければいけない、簡単に言うと四半期報告にあった情報で短信に寄せなければいけないものをどれにするのかという整理をする会議と認識しています。ここで何で適時開示の話が出てくるのか、という話もありましたけれども、これもDWGで将来、より適時開示が進んでいけば、定期開示の見直しもあるのではないかと、というような問題提起がされた、ということがあって、その時の整理としては、今現在は、適時開示は十分とは言えない、ですから、そこに大きく依存することは、まず市場としては信頼できない、ということから今後の進捗を見ていきたいと思います。ということになった、というふうに思っています。ですから、適時開示の姿勢についてもどういうふうにしていけば改善していくのかを議論する、ということで今回も論点に挙げられていると理解しています。

そういったことを踏まえ、3つの大きな論点について1つずつ申し上げますけども、

まず四半期決算短信の内容についても、適時開示の姿勢の改善ということを入れたうえで、総合的な開示を求めていく必要があるのではないかと思います。14ページにある案ですが、案自体についてはまず賛成です。これはされると踏まえたうえで、もう少し考えていただきたいと思うところがありまして、9ページに決算短信と四半期報告書の比較がありますが、先ほどの四半期報告書にあるけれども決算短信にはないものをどれを選ぶかという話ですけれども、今かなり必要最低限の選択になっているんですけれども、こういうことを考えるときに、よく must have と nice to have で色分けしていく必要があると思います。ちょうど東証さんでは義務という言い方と、要請ということで、温度差をつけているのかなと理解しています。

そういう意味では義務として欲しいものは、財務諸表の注記に関して、まず減価償却費とかのれんの償却額は別途14ページに書いてあったとおりに載ってくるということだと思いますが、それ以外の四半期の貸借対照表関係、損益計算書関係、キャッシュ・フロー計算書関係、義務として出てほしいのは、すべてではないんですけれども、例えばその期間中に適時開示または臨報の提出があった場合に、それに関連する、影響を受けるものについては、ある数値のこの部分はそういうことなんだ、ということを書き記してほしい。そうすると、注記に書くことはこういった事実があるかないかで仕分けができるということと、そう多くはない。義務というとき非常に多く感じるかもしれないけれども、対象としてはそれほど頻度高く出てくるものではないし、それを採る手間というか、それが大変であるかということとそうでもない。ただ、読み手からすると非常に重要な観点だと思います。これを万が一書いてないとすると、決算短信を受け取って、それについて中身を必ず投資家は確認しにいくと思います。確認したときに個別に対応して話をしているようでは、フェア・ディスクロージャールール違反となる可能性も高く、非常に危険です。

同様に金融商品関係、ここも大きく価格変動する可能性があります。有価証券関係、デリバティブも同様です。企業結合関係は当然かなり大きな影響を及ぼす可能性もありますので、期中にそういった事実があって、当然適時開示、又は何らかで開示されると思いますから、四半期短信でその点についてどの財務項目にどういう影響なのかというのは注記していただきたい、と思います。

それ以外は、いわゆる nice to have という要請のほうで、フェア・ディスクロージャーの観点を念頭においていただいて、そういうことについて質問がきた時に個別に対応すると非常に危険だということを踏まえたうえで、これは要請に各社が応じて独自に考えていけばよいと思います。

次に非財務情報の主な注記のところですが、事業内容、経営上の重要な契約、研究開発活動の状況、こういったことについても、重要な変更があった場合、適時開示、臨時報告書に照らして、もしある場合は義務として開示いただきたいと思います。研究開発費は、特に21年のコーポレートガバナンス・コードの改訂で、知財等の投資と無形資産の形成の重要性が追加されたということで注目が高まっています。また、ここにはないものとしては、経営管理上重要な指標として、従業員数、2023年3月期の有報から従業員の状況という項目が非常に充実されました。その中には、いまある人的資源・資本をどのように会社が活用しているかが非常に重要なのと同時に、そ



こには人材の不足という社会問題もあります。

これまではどのように人材についてちゃんと投資してきたのか、というのと、それがちゃんとどう響いて会社を集まってきてくれているのかが、そんなにわからなかった状況ですけれども、今後非常に見えてきますが、そういう意味では四半期で従業員数どう変わっているのかが特に重要な情報になってくると思います。これは個々の企業だけではなく、マクロ的にも重要な情報で、企業側また機関投資家側の関心も非常に高いところですよ。

その他のところで、開示タイミングについては当然決算の内容が固まり次第開示するというのはあると思います。四半期末から45日以内、これはそうしていただきたい。そこで一言書いてあるのが、これだけ読むと気になったのですが、45日を超える場合はというところは、今だと上場規程第402条第2号uというところで、有報の開示規則を前提にしている規定ですが、45日を超えた場合は適時開示するということ、これを今回は四半報がなくなる分を準じてそういったことを考える、ということではよろしいか、と思った次第です。

あとは、DWGでも何回か出ましたけれども、現状の短信に情報を少し増やすことによって開示タイミングが遅れますよ、それでもいいんですか、という言い方がされています。これはそういう言い方ってどうなのかな、と思います。どんどん開示の充実または情報提供を積極的にと、それは世界中で競っていることであって、その中で情報量を増やすとそれと同時に時間が遅れるというのは、社内で全く情報の収集の効率化をしないのか。いまの現状のやり方の見直しもしないで、一つ項目が増えると少し時間がかかりますというのはあまりにもナンセンスな議論だなと思っています。その辺は、どういうふうに効率化していくのかということも踏まえて開示の積極化をしてほしい、と思います。

論点の2つ目。レビューとエンフォースメントですけれども、23ページの案に賛同します。義務付けの対象期間ですけれども、遡及的な短信訂正が適時開示の一般原則から期待されているところからすると、また有報が遡及的に訂正されたときに訂正監査が行われることを踏まえると、要件該当以降のみのレビューでよくて、遡る意味は限定的かなと思います。実務でも何か問題があったときに遡るときに、財務データがデータベース化されていますから、そういった数字を遡って使うのが財務データについてはそうですし、注記を見たいということであれば法定の開示書類を見ていくと思います。短信は数字をちゃんと訂正していただくのはあると思いますけれども、そこでレビューを遡ることは必ずしも必要ないのかなと思います。

エンフォースメントのところでは、監査人との連携強化で早期に把握できる仕組みというのは必要であると思います。また、エンフォースメントのところ、強調していただきたいのは、22ページに取引所と法令上のエンフォースメントという説明がありますけれども、DWGで議論していた時には、虚偽記載のところはかなり焦点が当たって、それがあつかないかというのが議論の中心でしたが、黒沼先生が非常にわかりやすく、それよりも少し広く民事、刑事、そして別の観点からもご説明いただいて、最終的にはエンフォースメントは法的にも効力がありますよ、と説明をいただいておりますので、それを広く周知・徹底いただくのが重要かなと思います。風説の流

布ですね、そういう部分について、理解が広まるようにしていただくと、実質的にエンフォースメントの効果が出るのではないかと思います。

3点目で情報開示の充実について、32ページでまとめられている整理は非常にわかりやすく有効だと思います。ですから、少なくとも適時開示ガイドブックに記載していただきたいなと思います。できれば上場規程にも基本理念として盛り込むことも検討していただきたい、という感じです。左側のブルーで囲っているところは、状況の精査に時間が要するという情報ということで確かに難しいのですが、ただ、これがなぜ大事かという、経営者の視点で状況の認識・分析状況がどうなっているのか、不確定要素がどこにあるのか、外部状況変化がどのような経路で伝播して業績に影響を与える可能性があるのか、ですからここは絶対にこうなるではなくそれを把握しているかどうかを開示していただくのが大事で、開示しないということは経営者がそういうことをわかっていないんだとみなされてしまいます。また、投資家はその会社について一定の理解をしているときに、理解は違いますよ、この状況では変わってしまいますよ、ということ伝えていく。それは需要が大きく変わる、収益構造が変わる、サプライチェーンが変わる、感応度・優先度が変わってくるということで、注意喚起する、そんな意味もあります。

ですから会社がそういった情報を発信できないのということは非常にネガティブにとらえられます。市場としてはどうやってそのリスクを自分たちで評価するかというと、わからないので、実態よりもより大きく問題が起きているのではないかと、多めにそのリスクを見積もるということをして守ります。ネガティブな連想が広がって、例えば株価形成には非常にマイナスですね。合理的な株価形成について阻害要因になるので、そういうところを踏まえて対応していただきたい。

右側のところは、大きく分けるとエクスポージャー情報とセンシティブティ情報かと思いますが、これは、ある種難しくはないですね。最初に何かそういう大きな状況変化があった時に、第一報としてこれを出していただくのが一番良くて、それは単なる客観的な事実をいうだけです。例えばロシアの売上高に占める割合はどのなのだ、とか、ルーブルの通貨残高がどのなのだ、とか、ルーブル建ての資産とか売掛金や受注残がどのくらいあるのか、といったかなり客観的な事実ですけど、それは投資家がどう受け取るかという、それがあつた種の最大損失。それを把握しておけば、その範囲内ということなので、最大がわかればそれからさらに疑心暗鬼にはならない。だからこれは早く出すべき情報なんですね。それとセンシティブティ情報ももし出せれば、ルーブルが対円で1%変動すると営業利益に、どう影響するかといった情報も出せると、投資家側が自分で試算するとき役に立つ、ということだと思います。

最後にバスケット条項のところですけども、今すぐこれを追加するということはいさぐさ考えにくいと思います。原則主義に移行するということを見ると、まず自動的に開示の要否を考えられるようにならないといけなないので、バスケット条項の追加はたぶんないだろうなと。一方で、必要なのはここでは当期の業績への影響みたいなことが中心に書かれていますが、本来必要なのは企業価値にどのような影響を与えるのかということ。企業価値にどのような影響を与えるか、ということにはキャッシュ・フローですね、将来キャッシュ・フローにどう影響を与えるのか。それは成長見通し

とか、収益構造とか、不確実性などそういうことなので、そういったことに影響があるのかないのか、そもそも企業側で咀嚼して、これはかなり影響がありそうだな、だから、これを言うておかないといけないな、というような把握があつて、そこで市場とのコミュニケーションが円滑にできるのだと思います。

最後、ちょっと蛇足的というか、ここに論点としては上げられてはいないのですが、キャッシュ・フロー計算書の取り扱いがあまりにも低いなというふうに思います。今も申し上げましたけれども、企業価値ということを考えたときにキャッシュ・フロー情報は非常に重要です。いま企業のなかで企業価値向上を真剣に考えて改善している会社は、各事業部門長のインセンティブ・KPI等にキャッシュ・フローに関連する指標を入れていたりとか、どんどん企業の中でもキャッシュ・フローは重要視されています。なのに、キャッシュ・フローステートメントを廃止するのかしないのか、という議論がされていること自体が、非常にずれていると思います。その中で、基準が3つあつて、日本基準・IFRS・米国基準、そこで開示の深さも違うというのは海外から見たらよくわかりませんよね。ですから国際的なことを踏まえたときに、本当はこれでよいのか、と思いますが、ここは今日の論点からは少しはみ出していると認識しています。私からは以上です。

#### 【神作座長】

ありがとうございました。短信の公表時期について、1点ご質問と申しますか確認事項がございましたが、その点についてご回答をお願いしてよろしいでしょうか。

#### 【内藤課長】

ご質問ありがとうございます。現状適時開示のルール、上場規程第402条第2号uのところで、有報と四半報の提出遅延のときに適時開示を求めるというルールがあり、14ページでお示した45日を経過する場合にその状況について適時開示を求めるとするのはそこを準用するのか、という質問をいただいたと認識しております。こちら条文自体は法定開示の期限に対する遅延になりますので、これそのものを準用することはないと思いますけれども、考え方としては同じような形で45日以内に提出できる見込みがないと分かったタイミングでその状況を適時開示していただくように求めていくことになろうかと思えます。

#### 【三瓶メンバー】

ありがとうございます。

#### 【神作座長】

よろしいでしょうか。

#### 【三瓶メンバー】

はい。

## 【神作座長】

それではオンラインでご参加してくださっているメンバー、植村メンバー。どうぞご発言ください。

## 【植村メンバー】

植村でございます。大阪におりますので本日ハイブリッドで入らせていただいております。よろしくお願いたします。私のほうから一通りお話しさせていただきたいのですが、今回の四半期決算短信の開示の内容については、すでに先生方・メンバーの方々が仰っていたと思いますが、DWG報告の内容を確認させていただきますと、必ずしもすべての大前提がはっきりと色分けされているとは思っておりません。先ほど作成者2名からも発言がありましたように、基本的な目的・主目的は重複して簡素化して効率化していくということであって、それをもって四半期決算短信にやむを得ず追加するものを検討していくという、そういう着地だった、と報告書から読み取れます。議論もそうになっていたかと思えます。

そういう意味でいきますと、今回の内容においては、やむを得ずというところに該当するのであればキャッシュ・フロー情報あるいはセグメントの一部情報について、従来型の東証ルールに従って追加を検討していくということで私は十分ではないかと理解をしております。また、今回の検討に当たっては、1Q・3Qの開示につきましては、欧州で実際に開示を義務付けられていない各国の状況も併せて検討もしておく必要があるかと思っております。

あと、14ページの冒頭にあります、基本的な考え方ということで、四半期報告書で開示された事項のうち、投資者ニーズの高いものについて四半期決算短信に移管して開示を義務付けということで、一方の意見はそういうふうになったのかもしれませんが、最終的な着地というのは、現行の四半期決算短信の開示をベースに非常に重要なもの・ニーズの高いものを一部追加していく、そして開示の義務付けではなく、現行どおりに開示の要請をしていくというふうに私は理解しておりましたので、そのように議論が進むことを考えています。次に、14ページの「財務報告の枠組み」に少し進み、ASBJでの四半期報告書制度の見直しのテーマも入っていますけれども、「新制度における半期報告書にも適用される財務諸表等規則のうち取引所が開示を求める事項以外の省略を認める」とすると、いまよりもずっとハードルがずっと上がった状態になってスタートしておりますので、私にとってこの「財務報告の枠組み」には反対です。そもそもが、もともとは四半期決算短信の一部を追加する、ということが理解のスタートですので、このような情報・記述は削除していただければと思っています。

財務諸表につきましては、IFRSあるいは米国基準についてはキャッシュ・フロー計算を含めて財務諸表すべて必要というふうに読めますけれども、このあたりは日本基準と同等の取り扱いでそれは十分ではないか、一つの国としてそういうふうにするのであれば、それで十分ではないかなと思います。また、注記事項のキャッシュ・フローに関する注記の書き方ですが、日本基準適用会社のみというのは特段必要ないと考えています。

また、四半期レビューにつきましては、既にご議論いただいている、コメントいただいておりますけれども、あくまでも建付けは任意でありまして、事実上、レビューをあたかも推奨するような記載というのはぜひともやめていただきたい、と思います。もしくは、任意のものであって、レビューを推奨する意図というのではない、ということが東証さんのルールにおいては、ということをお記までしていただくと非常にわかりやすいですし、それが元々のスタートだったかと思っております。四半期レビューにつきましては、一部の内部統制不備だとか会計不正等でどうしようもなく、しんどくなっているところについては、超マイノリティの例外的に、建てつける必要があるということで、レビューの一部義務付けと今回はすると理解しています。例えばサマリー情報にわかりやすく任意のレビューを受けたか受けていないかについて記述することは、本来の主眼ではなかったはずなのに、そちらのほうを誘導するように感じられる形になりますので、当然そういう内容ではないということをお記にさせていただくとともに、現在の特記事項のところ、例えば、任意の四半期レビューを受けております、等の記載で十分ではなかろうか、と理解しています。

あとセグメントの情報の注記等につきましても、実際、図表の中にもありましたけれども、「差異の調整に関する事項」など、そこまで詳しく開示のひな型の用意は、年度の開示においてもされていないと思いますので、これもここまでは必要ないのではないかなというふうに考えております。もちろん必要な会社については任意で出せばいいのではと思いますけれども、限度というものがありますので、そこは任意で各社に委ねればよいのではないかと考えております。

準拠性レビューにつきましては、先ほどご説明いただきましたが、腹落ちが全然いたしませんので、もう一度日本公認会計士協会さんのほうでしっかりと議論いただいて、それが本当に役立つのか、あるいはIFRSや米国基準を含めてすべての会計基準をそれが網羅できているのか、もちろんレビューはマイノリティの会社だけに適用されるものだ、という前提も含めてお考えいただきたいと思っております。

また、B/S、P/Lの注記につきましては、15ページのちょうど真ん中のあたりに四角で囲んでありますが、DWG報告では注釈18というところで一つの意見として、本文にも載っていませんでしたが、ここにドーンと入ってきて、これがすべての注記について検討する必要があるというふうになっていますけれども、ここにつきましては経営者が必要に応じて、自社あるいは自社のサプライチェーンも含めて、定時開示の中で、整理的に行っているのだから四半期決算短信の開示項目として追加は不要です。経営成績等の分析については、先ほど決算短信で97%の企業が開示しているという話もありましたけれども、必ず経営者は任意開示を含めると、この分析を入れますけれども、その中身や開示する場所についてまでとやかく言う必要はないものと承知しております。

少し行きますと、情報のところで、開示のタイミングにつきましては、それは日数を増やすのはおかしいではないかというご意見もありましたが、これは物理的にそういうふうになる懸念がございますが、会社としても企業としても日数を増やすことを是と思っておらず、逆に市場とのコミュニケーション、色んなリスクも含めて早くコミュニケーションしたいというところがありますので、できるだけ速報性を重視して、

やっていきたい。逆に言えば、速報性とコミュニケーションのタイミングを最重点に考えておりますので、逆説的に申し上げますと、追加開示をたくさん考えられるとそこから辺がずれてくるということになるのが、今のプラクティスとなっています。

あと、細かいところで申し訳ないのですが、14ページの一番下のところに、決算の内容が定まり次第開示を求めるというふうに、開示のタイミングのところで記載いただいておりますけれど、現行の記載は決算が固まり次第となっていますけれど、今後はですね、1Q・3Qには四半期報告書が後続しておりませんので、その確認が完了次第、内容が定まり、内容の確認が完了次第、決算発表の開示を実施するというのを正しく書いたほうがよいのではないかなと思います。もちろんこれで日数を遅らせることを是とは考えてはおりませんが、正しく変わったものは変わったというところも含めると、用語も少し変わっても正しいのではないかなと思います。

あとは情報開示の充実等々については、取引所における好事例集等で背中を押していただいております。企業側も一生懸命取り組んでいければと考えております。また、バスケット条項につきましては、現在の時点では細則主義・原則主義への見直し等々とのセットとなると考えておりますので、いま拙速に進めていく必然性はあまり大きくないのではないかなと考えております。

あと、最後に、少し蛇足になる部分になるかもしれませんが、私の理解では、次回以降に、2Q（第二四半期）あるいは通期の決算短信の内容について検討することが考えられますが、元々の議論のスタートが2Qあるいは年間の決算短信については何も議論がありませんので、そういう意味ではそこが何も変わらない、変わらない中で1Q・3Qの四半期決算短信を上手くどう着陸させてくのか、というのが工夫の、知恵の絞りどころではないかな、というふうに考えております。1Q・3Qの四半期決算短信の開示であまり突出してしまうと、本来の金融商品取引法の法定開示が後ろにある年間・2Qが建てつかない、異様な形、それこそ四半期開示の見直し、簡素化としていたものが逆方向になることを非常に懸念しております。以上となります。よろしく願いいたします。

#### 【神作座長】

どうもありがとうございました。続きまして熊谷メンバーご発言ください。

#### 【熊谷メンバー】

ありがとうございます。いまずっと皆さんの発言を聞いておりました、最初に感じましたところは、やはり作成者の方々と、利用者及び学識経験者の方々の意見の相違が結構大きいなというのと、あと、たまたまかもしれませんが、利用者の井口委員、三瓶委員、私、それと黒沼先生、学識経験者は、DWGの委員で参加しておりました、その大前提の意見は統一しているわけではありますけれど、参加していなかった方々からすると、DWG報告を読まれて、簡素化の大前提のところちょっと認識が違っていることに少し驚きを感じつつも、それはそれでやむを得ないのかなと思っています。

大前提といいます、四半期報告書を廃止して、四半期決算短信に一本化すること

で簡素化が達成されているというふうに、DWGのメンバーの人たちは認識が共有されているのですけれども、報告書を読まれて、必ずしもそのように読まれていなかったのだとすれば、我々皆、報告書をチェックしたわけですので、チェックが十分ではなかったのかという思いを抱いております。

出発点として、作成者の方々はやはり現行の決算短信、四半期短信をベースに考えていらっしゃる一方で、利用者は、そもそも四半期短信は報告書がある前提の中で簡素化されてきたので、逆にそれをどこまで戻すかという発想にいくわけではありませんが、そういう中で事務局からのご提案は非常にバランスのとれたものだと理解しております。やはり一番問題となりましたのはキャッシュ・フロー情報とそれからセグメント情報でございました。我々このDWGに向けましてアナリスト協会でアンケートをとりましたが、キャッシュ・フロー計算書それからMD&Aですね、これについて記載を求めるという声が非常に強かった。それと、これは私どもの手落ちであるが、セグメント情報のアンケートをとらなかった。事後的にいろいろ聞いてみるとセグメント情報へのニーズは極めて高いということで、このあたり充実させていただきたいところであります。

いまの会計基準、日本基準ですと四半期キャッシュ・フロー計算書については、1Q・3Qは実は義務付けていないので任意という建付けになっております。従いまして、こういう書き方にならざるを得ないのかなというふうに思いますが、先ほど三瓶委員からもございましたけれども、キャッシュ・フローの重要性ってことを鑑みた時に、日本基準であっても、本来はやはり連結キャッシュ・フロー計算書の添付が望ましいのではと思っています。ただ、これはまさに会計基準がそうになっていませんので、東証の強い要請としてやっていただくのがよいのではと思っています。IFRS、米国基準については、連結キャッシュ・フロー計算書の添付がマストになっているかなと思います。

MD&Aでありますけれども、これについては先ほど申しましたように、非常に希望が強く、できれば義務付けが望ましいと思っています。それが難しいのであれば、最低限取引所として積極的に記載する要請事項として入れていただけたらなと思っています。個人的にはMD&A、あとレビューを受けるかどうかについては企業の任意として、企業に開示姿勢の差を株式市場の参加者に評価させるという行き方もあるんじゃないかなと思っています。

レビューについては、実はアナリスト協会の結果でも、1Q・3Qについてレビューが必要という意見と不要という意見を比べた時、若干ではありますけど不要という意見が上回っておりました。そういった意味ではやはり任意が基本になるということでもよろしいのではないかと、思っておりますし、義務付けるということに関してはご提案どおりですね、会計不祥事、不正等があった案件につきまして義務付けていく、一定期間義務付けるということでもよろしいのではないかと、思っています。

他方、適正表示の枠組みと準拠性の枠組みが非常にわかりづらいと思います。また合理的保証と限定的保証も、財務諸表利用者の中で、十分に理解が浸透しているかどうか。まして適正表示と準拠性の枠組みというのは恐らく多くの財務諸表利用者が理解していないと思います。理解がないままで、レビューをつける、つけないという議

論をしていっても非常にミスリーディングといえますか、ある種期待ギャップが大きくなるのではと思います。

レビューがついていて、恐らく多くの方々は適正表示がなされているという方向に理解してしまう可能性がありますので、この辺りの教育といえますか、周知徹底というのは、例えば取引所のウェブサイトにも必ずこの違いを載せていただくなどのことが必要になろうと思いますし、アナリスト協会、会計士協会とで協力して教育活動をやっていく必要があるのではないかと考えています。

それから虚偽記載に対するエンフォースメントでありますけれども、実は事後的な罰則もありますけれども、虚偽記載を起こるのを防止するというのを目的とすれば、ある程度の罰則規定の重さというのがそういう抑止力として機能するのではないかというふうに思います。そういった意味では守秘義務の解除というのは、非常に重いんじゃないかなと思います。監査人の方々のみならず、企業にとっても相当重い話だと思いますので、これをやはり範囲というか射程を広げるとなっていますが、どこまで広げるんだという議論はあるかと思いますが、抑止力の観点からも射程を広げていただくということをやっていただく必要があるんじゃないかと思っています。

それから事業変化について、先ほどもございましたけれども、特にコロナとかウクライナといったものについては、作成者の方々が開示しろと言われて戸惑ったのもよくわかるところであります。一方で先ほど三瓶委員からもご指摘ございましたけれども、32ページの右側のピンクのところについて、精査に時間のかからないものこそやはりまさに適時開示でやっていただく、と。こういった情報があるかないかによって、投資家としては、企業のリスクをある程度数値として把握できるわけでありまして、それで、最初の情報としては十分なんじゃないかと思っています。これを開示できないということはないので、この辺りは東証さんと企業とのコミュニケーションの問題にもなってくるかと思いますが、あまり重く感じずに出せるところから出してほしいというような形でやっていくのがよいかと思っています。

それから適時開示のベストプラクティスを公表していくというのも、継続的にやっていくということは非常に良いことかと思いますが、同時に、今日話を聞いてみますと、作成者の方々には申し訳ないのですが、4ページにございますけれども、結局将来的な決算短信の任意化については企業の開示に対する意識の改善・向上ということが前提になるというのがあるわけですが、この手の議論をしていると、利用者としては、多くの作成者の方々が、任意の開示を積極的にやってくださっていますので、必ずしも開示姿勢が後ろ向きとは思わないのですが、こういう制度開示の話になった途端に、後ろ向きというか慎重な姿勢になるというお話が出てくるという中でですね、なかなか任意化の前提が満たされないのではないかというふうに思っております。ただ、適時開示、決算短信も適時開示の枠組みの中で公表されているわけですが、こういうベストプラクティスを溜めていく、かつそれについての取引所としても効果測定といえますかあるいは評価などの、施策・取組みも必要なんじゃないかなと思います。好事例を出しても、出しっぱなしでは恐らくなかなか変わっていかないので、どうやって効果を測定して、開示の充実につなげていくかということも取引所の取組みとしてやっていただく必要があるんじゃないかと思っています。



最後に言い忘れたのですが、開示のタイミングについて、ここでは決算短信と報告書の開示のタイミングのズレが問題視されています。レビューがつくと、あるいは開示内容が重くなると開示のタイミングが遅れるという議論がなされておりますが、私見になりますが、恐らく四半期報告書がなくなってしまうとそのズレは、まさにベンチマークがなくなってしまうので、あまり気にならなくなるはずで、恐らく気になるのは同業他社との比較において開示のタイミングがどうかということと、やはり同業他社でレビューの有る無しによって、あるいは開示のボリュームの差によって、ズレがある、ないということかが出てくるということはあるかと思えますけれども、45日以内に決算短信が出てくるのであれば、その範囲内の遅れというのはそこまで利用者としては問題にしないのではないかと思います。すみません、長くなりましたが、私からは以上です。

#### 【神作座長】

どうもありがとうございました。メンバーの皆様方からご発言いただき、大変ありがとうございました。これまでのコメントを聞いていただいて、もし藤本メンバー、発言がございましたら、よろしく願いいたします。

#### 【藤本メンバー】

ありがとうございます。私からも一通りコメントさせていただきたいと思えます。まず皆さまのご意見を拝聴しておりまして、DWGでの議論に色々認識の差があると思いましたが、私としては、四半期決算短信が何のためにあるのかを考えますと、企業の財政状態、経営成績を適時に適切に公表していただき、それを投資家の方にご理解いただいたうえで、投資判断に利用していただく、ということからしますと、投資家のご意見も踏まえて、この情報開示がどういう形にあるべきかを考えるべき、と思えます。一方で、速報性も重視されておりますので、そことのバランスで考えていくということと、我々会計士としましては、情報の信頼性確保という観点から市場関係者の求めに応じて、適切な対応をとっていきたいということ、DWGの中でも発言させていただいたところでございますが、引き続き方針には変わらないということでございます。

そのうえで、まず開示内容とタイミングでございますが、サマリー情報の中でレビューの有無を開示するのかという点がございましたけれども、我々のほうではやはり開示すべきということで賛成しております。併せてレビューの内容につきまして十分に理解していただくために、レビュー報告書を添付するのが望ましいのではないかと考えております。

また、添付資料のうち、財務諸表等の注記でございますが、セグメント情報の注記やキャッシュ・フローに関する注記を追加することについても賛成しておりますが、その他の項目として、企業にとって重要な情報として偶発債務や後発事象について追加をする必要がないのかどうか、利用者のニーズ次第ですが、検討してはどうかと考えております。またキャッシュ・フロー計算書について、先ほどからいくつかコメントが聞かれていたところでございます。もし仮に日本基準でキャッシュ・フローの注

記のみの求めとなると、IFRSや米国基準との開示のバランス・平仄をどうとっていくのかは、あるかと思えます。ただ、こちらも投資家のニーズを踏まえた検討が必要と考えております。

それから開示のタイミングについては、ご提案のとおりかと思っておりますが、我々が任意でレビューを実施する場合にレビューの期間が必要になってくることからしますと、ここで想定されているタイミングというのは、まずは企業が情報開示をし、そのうえでレビューは事後的に行って開示することになるのか、レビューを終了した後に一遍に開示をするのか、そのあたりの具体的なタイミングが検討されていないようにも思いましたので、改めてまた確認させていただきたいと思っております。

それからレビューの義務付けのコメントでございますが、基本的に、要件は賛成しております。あと、対象となる期間ですが、こちらも皆さんからご意見がありましたように、過去に遡ってレビューをするということの必要性が本当にあるのか、このニーズがなければ必要性がない、過年度の訂正についての意義があるのかどうか、先ほども投資家の皆様のご意見を聞いていて感じたところでございます。

併せてレビューを我々が実施するとき、遡及してレビューを実施するというのはかなり難しいと考えております。手続きも一時点で行うこともありますが、年度それから四半期期間を通じて手続きを実施することを前提としますと、過去に遡ってレビューを実施するということがやや困難ではないか、と考えております。そのような点からしますと、解除要件ですが、例えば事象が生じた時に、翌期以降はレビューは不要となりますと、実質的にはレビューを義務付けるタイミングがなくなってしまうのではないかと考えております。これは不正等が発生した際の義務付けとなるタイミングによると思いますが、状況によっては義務付けした意味がなくなってしまう可能性がございますので、しかるべきタイミングで義務付けを解除する、例えば翌期までとするか、そこは少し考えを整理していただいたほうがいいかと思っております。

それからエンフォースメントのところ、監査人との連携というのは私も非常に重要だと考えておりますけども、守秘義務解除に関しては、まずは会社との関係がございまして、東証の規則などの中で会社に対する守秘義務に関する規定を盛り込んだうえで、監査人との連携という形になるかと思っておりますので、この点もご検討いただければと思います。それから情報開示の充実というところでございます。これは将来に向けてもっと充実化をさせるべきというのは全く賛同でございます。

一方で、実際に今も適時開示の状況を我々十分に理解していない状況でございます。いま適時開示規則の中で、適切に開示が行われていると理解しておりますが、本当に規則通りに開示されているか、この点のモニタリング状況も含めたうえで、取組みを促進していくということも必要ではないか、と考えております。実務でどのようにどれくらいモニタリングされているのかを承知しておりませんが、まずはそこをしっかりと取り組んでいただいたうえで、充実のためにはそれが開示されないという状況としますと、一定のペナルティを課すなど、そういうことでもしないと、本当にその開示が十分になされているという状況が作れなくなってしまうと思います。そうならないことがいいとは思いますが、そういうことも含めて考えていかなければならないのかと思っております。お時間ない中、ありがとうございます。以上でございます。

す。

### 【神作座長】

どうもありがとうございます。適時開示のモニタリングの詳細についても、後ほど時間の許す限りで調べて教えていただければと思います。それでは時間も迫っていますが、最後に、オブザーバーとしてご参加いただいている金融庁様からご発言いただくと伺っております。よろしくお願いいたします。

### 【金融庁 廣川課長】

神作先生ありがとうございます。金融庁の企業開示課長の廣川でございます。まず四半期開示の実務検討会を開催いただきまして、このことに感謝申し上げたいと思います。

私ども、ご案内の通り、金融審議会DWGで議論してまいりまして、先ほどお話もありましたように、本日ご参加のメンバーの相当の方々にDWGにも参加いただきました。DWGに参加いただいていた皆様が存じ上げていて、直接の参加者ではないにしても、これまでの議論の過程で色々な形で関与されてきた皆様方でいらっしゃいます。それぞれバックグラウンドがおありで、それぞれの団体の中でも真剣に意見を交換していただいております、恐らくそれを踏まえてご意見されているのだと考えております。

ご意見が分かれているのはDWGの時からもそうでありまして、山を北側から登るのか南側から登るのか、というような感じで、かなり遠いところから徐々に徐々に近づいてこられていて、最後の部分を東証さんをお願いするという形になっています。その点は東証さんに深く感謝を申し上げるところであります。最後には山の頂にたどりついていただきたいと思っております、オブザーバーとして引き続き支援という形にはなりますが、ご協力させていただきたいと思っております。

それが大きな話でございまして、次に事務局からも最初にありましたように法案の関係です。通常国会でご議論いただき、6月8日に衆議院で可決後、参議院で継続審査という扱いになっており、臨時国会での参議院の審議待ちというような状況でございます。そうした中で、法案の施行日、つまり四半期報告書の廃止の日付は、確定日付で来年4月1日とされております。ですので、このような形でタイムリーに検討会を実施いただいているのは非常にありがたく思っております。ここに来る前にも局長の井藤と話してまいりましたけれども、準備は準備としてきちっと進めていくということが大事と私どもは考えてございます。それは法案が通った場合という前提付きではございますが、しかししっかりと議論していく必要がある。そういう意味では本日も活発に議論にいただいたことありがたく思っております。

四半期開示の見直しの趣旨について、北から登るのか南から登るのかで、色々お話をいただきました。報告書そのものを繰り返すことというのはいたしませんけれども、国会審議の中でも見直しをどのような趣旨で行っているのか、という観点でご質問をいただいております。局長の井藤が答弁しておりますが、四半期報告書を廃止して四半期決算短信に一本化することにより情報の重複を解消することで、企業負担を軽減

することを目的としているということでございます。

決算短信の開示内容については、例えばセグメント情報、キャッシュ・フローの情報等といった必要な情報がこれまでと同様に投資家に提供されるように、今後取引所において、投資家・企業の皆様方の意見も踏まえながら検討されていく、ということになっておりますが、役所としても認識を一緒にさせていただいているところでございます。

最後にいくつか補足的に申し上げますと、適時開示の話につきましては、今後取引所にて継続的に検討を進めることが考えられる、というふうにDWGの報告書で書かせていただいております。それもあって、私どもの方から取引所さんの方に適時開示についての検討をしていただきたい、とお願いを申し上げました。それをどの場で行うかについては、DWGでも四半期開示と関連して適時開示の話が出てきましたし、別々に行うということではなく、この場で一緒に行うということになったと。今日もそういうご意見だったかと思っておりますので、そういう意味ではこの場でご議論いただいている、ということで私どもとしては認識しているところでございます。以上、長くなりましたけれども、オブザーバーとして発言させていただきました。ありがとうございました。

#### 【神作座長】

大変ありがとうございました。他にご発言ご希望の方はいらっしゃいますでしょうか。よろしいでしょうか。それでは、予定していた時間が迫ってまいりましたので、これをもちまして、本日の審議を終了させていただきます。

最後に、今後の日程について、事務局よりご説明をいただきたいと思っております。

#### 【内藤課長】

本日は活発なご議論をいただきまして、誠にありがとうございました。次回の日程でございますが、皆様の御都合を踏まえた上で、最終的に決定をさせていただきたいと思っておりますので、御案内をお待ちいただけたらと存じます。

#### 【神作座長】

ありがとうございました。それでは、本日は以上をもちまして閉会とさせていただきます。ご多忙の中、皆様、誠にありがとうございました。引き続きよろしくお願いいたします。

以 上